

●香川県告示第81号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市豊浜町姫浜114番地

株式会社マルキン 代表取締役 合田 江理

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市豊浜町姫浜114番地

株式会社マルキン本社工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類	めん類製造業の用に供する湯煮施設		
能 力	①6,000食/時 1基、②4,200食/時 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着手後1週間	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	①6時間～12時間連続使用 ②3時間～21時間連続使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①②4.0～7.5	①②4.0～7.5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①8,000、②1,000	①10,000、②2,000
	浮遊物質量 (mg/L)	①13,000、②1,000	①15,000、②2,000
	窒素含有量 (mg/L)	①100、②50	①200、②100
	りん含有量 (mg/L)	①30、②20	①50、②30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	①②5	①②20
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①13、②7	①25、②21	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	排 水 口 No.1		
項 目	通 常	最 大	
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30

浮遊物質量	(mg/L)	40	50
窒素含有量	(mg/L)	10	20
りん含有量	(mg/L)	3	15
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	(mg/L)	—	5
大腸菌群数	(個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量	(m ³ /日)	200	250

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年2月26日から同年3月19日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課